**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：平成３１年３月２７日（水曜日）１５：００～１５：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

２０２０年度大阪府公立学校教員採用選考テストについて

　３月２８日（木曜日）の午前１０時から、出願の受付を開始します。受付期間は４月２４日（水曜日）の午後５時までです。小中学校、高校、支援学校などの教員約１３００人を募集します。

昨年からの変更点は、主に２点です。１点めは、一般選考の加点区分に、新たに「臨床心理士」「公認心理師」「社会福祉士」の資格所有者を追加します。これらの資格を有する方を教員として積極的に採用させていただくことにより、児童・生徒がより安心して学校生活を送れるよう、心のケアや福祉関係機関との連携を進めます。２点目は、これまで障がい者を対象とした特別選考について、「身体障がい者」に限定していましたが、新たに「知的障がい者」「精神障がい者」を加え、障がい種別を限定しない選考として実施します。

優秀な人材を確保するためには、より多くの方に出願いただくことが必要だと考えています。このため、若手の先輩教員からのメッセージを掲載したリーフレットの配布や、現職教員を招いた受験説明会の開催などにより、教員の仕事の魅力や、学校現場の実情等を広く周知しています。私自身も４月６日（土曜日）に大阪国際交流センターで開催される受験説明会に出席し、府教育委員会が求める人物像や教員のやりがいについて、参加者に直接アピールしたいと考えています。

なお、来年実施する２０２１年度教員採用選考テストから、特別支援学校「中学部」「高等部」について、特別支援学校教諭免許状を必須要件とする予定です。現在は、当該免許状所有者に対して、加点制度を設けて選考を実施していますが、これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められていることから、来年から免許状の取得を必須要件とします。採用まで約２年ありますので、対象となる方は、今からでも免許状取得に向け準備を進めてもらいたいと思います。

学校教育の第一線で熱意を持って指導できる教員を一人でも多く求めています。記者の皆様には、採用選考テストに係る周知にご協力をお願いします。

慰安婦に関する指導への対応について

　昨年行われました９月定例府議会の教育常任委員会で取り上げられた慰安婦問題を扱った授業についてです。府教育委員会としては、この間、吹田市教育委員会からの報告を受け、当該教諭や校長等の関係者から事情聴取などを行い、顧問弁護士にもご相談し、結果として服務上の措置が適当と判断しました。本日、吹田市教育委員会において、当該教諭及び校長に対し、服務上の措置が講じられたところです。

事案の概要ですが、発端は、昨年１０月初旬頃から、複数の地方紙に吹田市立中学校の教諭の慰安婦問題を扱った授業に関する記事が掲載され、それをご覧になった方から、当該中学校、吹田市教育委員会、府教育委員会に対し、問合せや抗議が相次いだことでした。

そこで、市教育委員会に報告を求めたところ、主に３点ございました。１点めは、当該記事に関する取材について、当該教諭から校長への報告懈怠があったことです。２点めは、記事の内容は、当該教諭の過去の授業や著書をつなぎ合わせた内容であったことです。３点めは、指導内容についてですが、児童・生徒の心身の発達段階に即していること、未確定な事柄を取り上げる際には特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないことが求められますが、この点について過去に遡って確認した結果、当該教諭の慰安婦に関する授業は不適切ではなかったということでした。

一方で、府議会からは、「配信記事からは、当該教諭が２年生の地理の授業で、慰安婦について一面的な指導を行っていると読み取れるのではないか」という厳しいご指摘がありました。そこで、府教育委員会としましては、本年１月、記事の配信元である報道機関に対し、当該記事が誤解を生むものであることへの理解及び学校名が掲載されたため学校運営に支障をきたしていることへの配慮という２点をお願いしました。同社からは、学校への配慮について社内で検討するとの回答をいただいたところです。

当該教諭らの処分は、先ほど申し上げましたとおり、当該教諭と校長に対する服務上の措置となりました。処分理由は、取材依頼から記事掲載に至るまで、幾度となく機会があったにも関わらず、校長に一切の報告、連絡、相談を行わず、また、記者から提示された記事の確認を十分に行わなかったため、記事を読んだ保護者・府民に対し、当該教諭や当該中学校が、生徒の発達段階に即さない授業をしていたかのような誤解を与えかねない状況を呈したことです。

なお、指導内容については、府教育委員会としても、直接、校長や同僚教諭等への聞き取りを行いましたが、学習指導要領に則らず、生徒の発達段階に配慮したものではなかったと判断できるものはありませんでした。処分量定については、顧問弁護士の見解も踏まえ、懲戒処分とする必要性、妥当性までは認められないと判断しました。また、校長については、教職員に対する指導が不十分であったことから、訓戒としています。

本事案では、結果として、生徒の発達段階に即さない授業が行われているのではないかとの誤解を生み、生徒や保護者、府民の不信を招いた点があったことも事実です。このことは真摯に受け止める必要があります。今後とも、学習指導要領等の趣旨に従った上で、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、かつ、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう、府立学校、市町村教育委員会に対して、指導・助言を行ってまいります。

就任一年目を振り返って

　本日は、今年度最後の定例会見となります。今年度は、大阪府北部地震、台風２１号など度重なる自然災害に見舞われ、子どもたちの安全をどう確保するのか、学校の安全・安心とはどういうことかという課題と、終始向き合い続けた一年だったように思います。ブロック塀の撤去や府立学校の体育館のエアコン設置、私立学校の耐震化促進など、来年度も学校の安全対策にしっかりと取り組んでまいります。

政策面については、一年前の就任会見で、前職である福祉部長としての経験を活かし、特に、子どもの貧困対策、課題を抱える児童・生徒への支援に問題意識をもって取り組んでいきたいと申し上げました。スクールソーシャルワーカーの拡充、家庭教育力向上支援、医療的ケアが必要な子どもたちの通学支援など新たな展開へと方向づけができたのではないかと考えています。２年目も、教育と福祉の連携の強化をはじめ、課題を抱える子どもを含むすべての子どもの学びと育ちの支援に向けて、引き続き取り組んでまいります。私からは以上です。

【質疑応答】

（記者）慰安婦に関する指導についてですが、会見のテーマとして敢えて取り上

げられた理由を教えてください。

＜教育長＞タイミングが合ったことと、府議会から、会見をしてきちんと説明するよ

うにとの要請があったので、その要請に応える形で行わせていただきま

した。

（記者）聞き取りに対し、教諭と校長はそれぞれどのように話しているのですか。

＜教職員人事課＞教諭は、報告懈怠について、「私の思慮が足りなかったため、結果として

保護者に混乱を与えたことを申し訳なく思っています。また、私自身が

許可無く行った行動について、市教育委員会や教職員、校長に対しても、

多大な迷惑をかけたことは反省しています。」と述べています。また、

校長は、「教職員への管理監督が十分でなかったことは、反省していま

す。」と述べています。

（記者）本日、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が確

定しましたが、改めて受け止めをお願いします。

＜教育長＞教育委員会会議の場でも申し上げましたように、いくつかの論点を含んだ

もので、教育庁としては、一歩踏み込んだかなと実感しています。ただ、何度も申し上げていますように、子どもたちの安全・安心の確保の手段としてどうあるべきかといった側面を中心に検討してきたわけでして、スマートフォンや携帯電話を持つこと自体を推奨するものではないということは、改めて申し上げておきます。

（記者）今後、学校内で携帯電話を使用するなど色々な問題が出てくると思います

が、それにはどのように対応しますか。

＜教育長＞現場では色々な意見をもとにルールを作ったとしても、上手くいかなかった時にどうするかということも含めた意見が出てくると思います。現場で、子どもたち、保護者、教員が主体的にルールを作っていくことに一つ大きな意味があると思っていますので、私としては当然それを尊重しますし、その中で様々な悩みや、学校だけで解決できない課題があれば、市町村教育委員会と共に教育庁もバックアップすることを考えています。

（記者）府が素案を出した際に、文部科学大臣から追随するような発言があるなど、

結構反響があったと思うのですが、全国に先駆けて府でガイドラインを固めたことの意味というのは改めてどう思われますか。

＜教育長＞やはり昨年６月１８日に発生した大阪府北部地震の時に、直接的に携帯電話の件とリンクはさせられませんが、高槻市の小学校に通う女の子が亡くなられたという、学校関係者、教育関係者にとっては衝撃的な痛ましい事案がありました。そのことを踏まえた保護者の声として、登下校中の子どもの安全を保護者自らがどのように確保できるのか、学校としてどうやって協力するのかについて問題提起があり、強い要請があったと私は受け止めていますので、子どもの危機管理、リスクマネジメントということに軸足を置いて、保護者の要請に、真正面からお応えできたとまでは言えないかもしれませんが、お応えするという姿勢を貫いていきたいと思っています。

（記者）要請があったと何度かお聞きしましたが、実際に、教育庁にたくさん要請

があったのですか。

＜小中学校課＞例えば、電話相談は地震の直後には数件受けています。また、府が緊急支

援として派遣しているスクールカウンセラーからは、「不安だった」と

いう相談を受けたと聞いています。

（記者）それは、携帯電話がないことによる不安ですか。

＜小中学校課＞連絡がつかず、安全確認ができなかったことによる不安です。また、中学校の校長会でアンケートを取った結果、４割の保護者の方から、できることなら携帯電話を持って行かせて安全確認につなげたいという声があります。府として調査をした訳ではありませんが、地震等で辛い目にあった保護者からは、すごく不安であるという意見があり、我々としても、今回の地震で、いつ何が起きるか分からないということを実感しましたので、少しでもそういった声に応えるかたちで考えました。

（記者） そういうことも踏まえて、強い要請があったと認識しているということで

すか。

＜教育長＞そうです。

（記者）慰安婦に関する指導について３点質問させてください。１点めは、「授業は不適切ではなかったと判断される」とのことですが、現在、慰安婦について授業で教えること自体はどうなのかを教えてください。２点めは、取材を受けてできた記事が、一面的な指導をしていると読み取られる、あるいは、偏向した指導であると誤解を与えるとのことですが、記事の中のどの部分を指しているのか教えてください。３点目ですが、取材を受けた記事に対して、教諭が内容確認を十分にしていなかったということですが、教育委員会としては、取材があった場合に、内容をどこまで確認するよう求めているのですか。掲載前の記事をすべて見せろということなのか、それとも取材を受けることを報告しておくということなのか、教えていただけますか。

＜小中学校課＞１点めについて、授業で教えること自体は問題ありません。ただ、様々な

歴史的経緯の中で、様々な論があるものについては、教科書にも掲載さ

れているところがほぼなく、補助教材を扱うことになります。補助教材

を扱う際には、子どもたちの発達段階に沿っていることと、一面的な見

方にならないことに注意してするよう、文部科学省からの通知も出てい

ますので、それに沿っていれば何も問題はありません。

＜教育次長＞ ２点めですが、記事の内容が、不適切な指導をしていたと積極的に書か

れているとは我々も考えていません。ただ、時系列を明確にしていない等の理由で、この記事を読まれた方が、不適切な指導が行われていると誤解をされ、抗議される方がいたということです。３点めの取材の報告を求めるかということですが、今回は市町村立学校での出来事ですので、そこは市町村、市町村教育委員会の判断によるところです。府立学校においては、基本的にはそういった定めはありませんが、基本的には校長に取材の趣旨や概要を報告していくこととなります。また、報道機関の方に学校を取材していただき、いい意味でＰＲしていただきたいと思っています。ただ、今回の慰安婦の問題は社会的に色々なご意見がある中で、学校名を付して掲載されたということで、色々な問題が発生する可能性があるため、チェックしてほしかったということです。

（記者） 確認したいのですが、「教育庁としては、誤解を生む一面的な指導をしているとは読み取っていないが、読んで誤解する方が結構な人数いた。しかし、この記事の内容自体は間違ってはいなかった。」ということですか。

＜教育次長＞ 事実誤認はなかったと思っています。ただ、結果的に誤解を呼ぶ書き方

だったと思います。

（記者）もう一つ追加でお願いします。慰安婦のことを教えること自体は、学校

　　　　　　教育基本法や学習指導要領には反しないということですが、府議会には

そのように伝えているのでしょうか。

＜小中学校課＞はい、そうです。

（記者）確認ですが、慰安婦問題について教えること自体は、発達段階に照らして、

問題がなければ問題がない。今回のケースでは問題があることが確認できなかった。しかし、誤解を生んだ可能性があるので今回の処分に至ったということですか。

＜教育長＞結果として、誤解を生む恐れがあるのではないかとの指摘が府議会からも

あり、現に府民の方からもそういう電話があったということは事実ですので、そこを重く受けとめているということです。

（記者）この件を受けて、当該校以外への調査など、何か教育庁として対応された

ことがあれば教えていただけますか。

＜小中学校課＞市町村教育委員会に対して、補助教材の取扱いが適切かということは、昨

年１０月の時点で聞いており、その結果、問題はないと報告を受けています。

（記者）携帯電話の件ですが、安心・安全に焦点を当てた話かと思うのですが、登

　　　　　　下校時に、緊急時以外に「ながらスマホ」をする可能性が十分あると思うのですが、事故が発生したら、運用自体を見直していくのですか。

＜教育長＞もし、万が一不幸にもそのようなことが起きた時は、そういった批判も

　　　　　　出るだろうということは予測しています。今の段階ではそうならないようにしっかりとルールを作り、子どもたちがそれを守るということを徹底していただくということだと思います。

（記者）仮に、起こったらその時に考えるということですか。

＜教育長＞行政としては、起こらないようにするとお答えするしかないと思います。

（記者）仮に、事故が起こった場合の責任の所在は、同意書を提出しているので、

　　　　　　保護者となるのかをお聞かせください。

＜教育長＞一義的には自己責任であるのは間違いないと思いますが、自己責任でありながらも、注意喚起を十分にできなかったとなれば、それは行政の責任が発生しますので、何度も申し上げて恐縮ですが、しっかりと徹底することに尽きると思います。

（記者）安心・安全の点ではないですが、今、教育的観点から、一人一台タブレッ

ト端末を使って授業をしていこうという中で、携帯電話を使っての授業な

ど、今後ここから一歩踏み込んで、何かしら活用していくことはお考えですか。

＜教育長＞ＩＣＴ教育については、避けて通れない流れですし、正面から受け止めて取り組まないと、子どもたちが次代を生きていけなくなると思いますので、きっちり取り組んでいきます。また、私が考えているのは、ＬＩＮＥを使ったいじめ相談が結構好評ですので、予算議論をしていませんので約束をするわけではないですし、担当課にもまだ指示をしていませんが、今は対象が高校生と中学生ですので、小学生まで広げるといったことも検討したいと考えています。

（記者）持ち込みは別にしても、携帯電話を子どもの健全な教育には活かしていく

ということですか。

＜教育長＞ＩＣＴ教育という観点で、実際にタブレットを使用しているところもあり

ますし、それはこの流れで避けて通れないと思いますが、今回の携帯電話の件と、教材で使う携帯電話というか、ＩＣＴ機器については、全く別の考え方で整理をしていかないといけないと思います。

（記者）繰り返しの質問で申し訳ないですが、慰安婦の件で、服務上の措置という

ことで、報告、連絡、相談をしなかったということが核心部分だと思います。私は何人かの先生から、校長の許可を得ずに取材を受けたことはこれまで何度もあると聞いたことがあるのですが、今後、取材を受ける場合は校長に報告、連絡、相談し校長の許可を取るということを、今後、府教育庁として義務づけるのでしょうか。

＜教育長＞それは新たな対応というよりも、今までもルールとしてあるので、今から、

新たにどうこうということはありません。